

防 火 管 理 講 習 案 内

宮崎県東児湯消防組合

多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する防火対象物（事業所等）においては、消防法により資格を有する者のうちから「防火管理者」を選任するよう義務づけられています。この資格を取得するための講習を次のとおり実施します。

1 防火管理者の選任義務がある防火対象物

- (1) 養護老人ホーム・グループホーム等で自力避難困難者が入所している福祉施設等において収容人員が10名以上のもの。
- (2) 集会場・遊技場・料理店・物品販売店・旅館・病院・福祉施設（(1)に該当しないもの）・幼稚園等において収容人員が30名以上のもの。
- (3) 共同住宅・学校・会社・工場・事務所等において収容人員が50名以上のもの。

2 講習の種類

甲種防火管理新規講習（消防法施行令第3条第1項第1号イ）

3 講習会場

高鍋町大字上江4526番地
宮崎県東児湯消防組合

4 受講資格

受講するための資格は特に必要としませんが、資格を取得し「防火管理者」となる場合は、防火管理上必要な業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的な地位にあることが必要です。

5 講習時間

★ 第1日目 6月8日（木）

（受付時間）午前8時30分～午前8時50分 **※時間厳守**

午前9時00分～午後4時00分 防火管理の意義と制度、訓練ほか

★ 第2日目 6月9日（金）

午前9時00分～午前12時00分 防火管理の進め方と消防計画、効果測定ほか

6 受講申込書提出先及び提出方法

- (1) 郵送、持参の場合

〒884-0006 児湯郡高鍋町大字上江4526番地
宮崎県東児湯消防組合 消防本部予防課

(2) mail の場合

mhs119@bc.wakwak.com

件名に「甲種防火管理新規講習申込」と記載すること。

7 受講申込書提出期間

令和5年5月8日（月）から5月21日（日）まで。

（郵送の場合は5月21日（日）必着）

※定員は30名です。

なお、児湯郡の事業所で防火管理者未選任施設を優先します。申込者多数の場合は受講をお断りする場合があります。

8 受講料等

受講料は無料ですが、テキスト代1,782円（税込み）が必要です。おつりのいらないようにお願いします。テキストは当日会場で販売します。

9 修了証の交付

所定の課程を受講された方には、修了証を交付します。

10 新型コロナウイルス感染症対策について

- (1) 講習会を受講の際はマスクの着用及び手指のアルコール消毒をお願いします。
- (2) 受講日に発熱や倦怠感がある場合は受講を中止し、消防署まで連絡してください。
また、受付時の検温において37.5度以上ある場合は、受講をご遠慮していただきます。
- (3) 今後の感染状況により、講習に伴う感染拡大防止・感染予防のため、急遽講習会中止の対応をする場合があります。

11 その他

新型コロナウイルス感染症対策で庁舎内での昼食はとれません。休憩時間を1時間30分予定します。

12 問合せ先

宮崎県東児湯消防組合消防本部 予防課まで

電話 0983（22）1368

ホームページ <http://www.hfd119miyazaki.jp>

13 講習会場は次ページの「会場案内図」をご覧ください。

「会場案内図」

